

「民有地緑化支援制度」 みどりの街なみづくり補助金

～「みどり」豊かな うるおいある街をめざして～

住宅や事業所等を緑化される方に補助金を交付します



緑化前

**緑化前に申請が必要です！
事前にご相談を！**

【対象】

- (1) 横須賀市内に住宅を所有し自ら居住する人
- (2) 横須賀市内に事業所(店舗、事務所、工場等)を所有又は管理する人

※市街化調整区域および風致地区は対象外となります



緑化後

みどりが増えると街なみにうるおいが生まれます！

こんな効果も

- 災害に強くなる
- 夏の暑さをやわらげる
- 四季の変化が楽しめる
- 温暖化対策に貢献する



どんな緑化が対象なの？

4つのメニューがあります

- ① 道路面緑化**
お庭などに樹木を植える、生け垣を作る
- ② 駐車場緑化**
駐車場に補助材を使用し芝などを植える
- ③ 壁面緑化**
壁に補助材を使用しツル性植物などで覆う
- ④ 屋上緑化**
屋上庭園などをつくり公開する

みんなで「みどり」を守り、つくり、育て、活かす

「みどりの中の都市 横須賀」を実現するためには、みんなが役割を分担し、「みどり」を守り、増やしていく必要があります。

市民のみなさんへお願いしたいこと

- 身近なみどりを増やす
 - 庭に木や芝生を植える
 - 家庭菜園を楽しむ
 - ブロック塀を生垣にかえる
- 身近な空間を花でいっぱいにする
 - ベランダや窓辺、玄関などに花を飾る
 - 庭に季節の花を植え四季を楽しむ
- みどりを守る
 - 各家庭の木々を適切に管理し周辺に迷惑をかけない
- みどりに関する活動へ積極的に参加する
 - 公園の花壇の手入れや、清掃活動に参加する
 - 植樹ボランティア等の活動に参加する



事業者のみなさんへお願いしたいこと

- みどりを増やす
 - 事業所敷地や事業用地を積極的に緑化する
 - 事業所の屋上・壁面を積極的に緑化する
- みどりに関する社会貢献を行う
 - みどりに関する地域活動を支援するとともに活動に積極的に参加する
- みどりを守る
 - 事業所敷地や事業用地の「みどり」を極力残す
 - 所有する用地内の樹林地を適切かつ安全に守り、周辺に迷惑をかけない



市の役割について

「横須賀市みどりの基本計画」や「みどりの基本条例」に基づく施策を推進していきます。市民のみなさん、事業者のみなさんの連携を積極的図り、コーディネーターとしての役割を果たしていきます。

「緑被率調査の結果」「横須賀市みどりの基本計画」「みどりの基本条例」につきましては、下記URLをご参照ください。

「緑被率調査の結果」「横須賀市みどりの基本計画」：URL：<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/midori/>
「みどりの基本条例」：URL：<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/m-jourei/>

緑被率調査結果等、本パンフレットの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

横須賀市環境政策部環境企画課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 電話：046-822-8331 FAX：046-821-1523 E-mail：ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成23年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(Aランク)のみを用いて製作しています。この冊子は4,000部制作し、1部あたりの印刷経費は、48円です。

平成23年6月発行